

岩手県告示第488号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸門の浜漁港海岸門の浜地区海岸及び西館地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和4年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也